

資料提供

提供年月日：令和2年（2020年）12月14日22：30
滋賀県特定家畜伝染病対策本部
部 局 名：農政水産部（森川、内本）
防災危機管理局（積、前田）
電 話：077-528-3861, 3862

高病原性鳥インフルエンザにかかる防疫措置の完了について

高病原性鳥インフルエンザの患畜が確認された東近江市の養鶏場の防疫措置が本日20時30分に完了しましたので、お知らせします。

1. 発生農場の防疫措置

- (1) 殺処分：12月13日（日）18時41分終了（10,338羽）
- (2) 埋却：12月14日（月）2時50分終了
- (3) 鶏糞、飼料等の処理および鶏舎等の消毒：12月14日（月）18時35分終了

2. 今後の予定

- (1) 搬出制限区域の解除
12月25日（金）に実施する清浄性確認検査で陰性が確認された後に搬出制限区域を解除予定
- (2) 移動制限区域の解除
1月5日（火）に移動制限区域を解除予定（発生農場の防疫措置完了後21日）

- 我が国において、家きんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
 - 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。
 - 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。